

令和2年度第2回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年5月7日(木) 午前9時30分から
岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案及び報告

議案第8号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
議案第9号 農地の転用の許可の申請について
議案第10号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
議案第11号 生産緑地に係る主たる従事者の証明願について
議案第12号 非農地通知交付申請について
議案第13号 農地利用集積計画について
議案第14号 農地利用計画の変更について

報告第6号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
報告第7号 現況証明願について
報告第8号 農地の転用のための届出の受理について
報告第9号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について
報告第10号 農地転用後の事業計画変更の承認について
報告第11号 農業委員候補者選考委員会の選考結果について
報告第12号 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の選考結果について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 酒井 功二、4番 柴田 直己、
5番 成瀬 金芳、10番 岡 彦造、12番 赤堀 幸範、13番 加藤 健一、
15番 羽根田 正志、16番 片岡 幸雄

(農地利用最適化推進委員)

20番 阿部 征雄、21番 岩瀬 勝國、25番 川澄 秀世、26番 倉橋 勲、
28番 中野 永太郎、30番 水越 元、35番 阿部田 光春、36番 兵藤 護、

4 欠席委員

(農業委員)

6番 畔柳 明雄、8番 酒井 誠一、9番 市川 悦通、11番 高木 政昭、
17番 近藤 靖一、18番 藤井 弘朗、19番 山口 和恵

(農地利用最適化推進委員)

22番 小野 盛光、23番 杉浦 省二、24番 浅岡 治徳、27番 柴田 享、
29番 保田 眞吉、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、33番 内藤 六市、
34番 蜂須賀 友章、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、

農務課

総務係係長 室田 すみえ、主任主査 遠藤 研吾
主事 加藤 節、主事 栗生 大樹
主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長： それでは、ただ今から農委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は6番 畔柳 明雄委員を始め18名です。そのうち農業委員は7名でございます。よって定数に達しております。議事に入ります。議事録署名者2名の選出についておはかりします。会長一任で御異議ございませんか。

委員： （異議なし）

会長： それでは3番 酒井 功二委員と4番 柴田 直己委員にお願いいたします。それでは、議案第8号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局： （農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って6件説明を行った。）

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

岡 委員： 7番 調査日4月26日。先月5条で申請を提出された分家住宅申請地の残りの田を譲受人が自宅に近いことから、譲り受けて経営規模の拡大を図りたいという理由から申請が出されています。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、譲受人に不耕作地、貸地等がないことを確認しています。また、譲受人の耕作機械の保有状況、作業人員からみて、今回取得する土地を含めてすべての農地を耕作すると認められます。また、申請地は取得後に田として利用されるとのことですが、この点も現地の状況からみて問題ありません。その他問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

赤堀 委員： 8番 調査日4月26日。この議案は、申請者のお父様から後継者である息子様に農地を譲り渡し、息子様に責任を持って、農業を続けていってほしいという申請が出されています。この地区は畑作のさかんな地域で、息子様も畑作に専念をするということで今回の申請に至ったと聞いております。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、特に問題等となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

兵藤 委員： 9番 調査委員は藤井委員ですが、体調不良のため、私がお説明いたします。今回の議案は譲渡人が自宅から遠いことから耕作が困難になったということと、申請地が譲受人の自宅に近いということからお互いに話が合意し、申請され

たものです。調査の結果、すべての項目において、問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

川澄 委員：10番 調査日5月1日。この議案の譲受人はご高齢ですが、息子様が後を引き継いで耕作していただけると聞いています。調査の結果、すべての項目において、問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

11番 申請者は10番の申請者と同一です。農業を行いたいという意欲を強くお持ちの方です。調査の結果、すべての項目において問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

水越 委員：12番 調査日4月26日。この議案は譲受人の経営規模の拡大の要望と、譲渡人とで話が合意し申請されたものです。調査の結果、すべての項目において問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものとします。

会長： 次に議案第9号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って1件説明を行った。)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

阿部田 委員：3番 調査日4月28日。この申請人は川崎市に住んでいる方ですが、院生者の妹様が岡崎市細川町に住んでおり、その方が今後畑作をしたいということで申請されたものです。現在は荒廃地です。道路より低くなっており、道路工事の残土を入れて、盛り上げ、道路と同じ高さにし、耕作をされます。転用の必要性、妥当性、確実性は適。申請地の状況は荒廃地。農地区分は第2種。最寄りの集落からの距離は50m以内。賃貸借の有無はなし。地域農業への影響はなし。被害防除措置は適。用排水関係は適。申請者には注意事項として業者には作業後に必ず耕作道を復旧するよう指導するようにと伝えました。よって、総合意見として許可としたいと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。
次に議案第 10 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 16 件説明を行った。)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

石川 委員：14 番 調査日 5 月 4 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、荒廃地です。農地区分は第 2 種農地です。最寄りの集落からの距離は 50m 以内です。最寄りの集落からの距離は概ね 50m 以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。

15 番 調査日 5 月 4 日。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況について、一部は畑です。農地区分は第 1 種農地です。最寄りの集落からの距離は 50m 以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。

以上、2 件とも許可と考えます。

柴田 (直) 委員：16 番 調査日 5 月 4 日。この議案は、平成 30 年の 10 月に農用地除外ということで申請が出されているところになります。申請地は田となっており、写真のとおり交差点から下手になっており、上手に向かって川が流れているところにコンビニエンスストアを建てるということで今回の申請がでています。近隣の町の総代さんからはコンビニを建てて欲しい旨の申出書があり、事業者が計画をし、今回の申請に至りました。道路沿いに水路がありますが、この水路は申請地の東側を通して水道を確保し、下流に迷惑が掛からないようになっています。申請地の状況は田。2 月から工事に入りますが、譲受人と譲渡人の間で 4 月から稲作をやめるという約束がされています。最寄りの集落からの距離は 50m 以内です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見

として許可と考えます。

岡 委員：17番 調査日4月26日。この議案は、祖母の所有する畑の一部に分家住宅を建設したいとのことで申請がでています。申請地の状況は畑です。申請内容及び現地での調査により、地域農業への影響及び被害防除措置は問題ないことを近隣耕作者から確認しています。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

18番 調査日4月26日。和服・衣料の製造販売及び茶道等の文化教室を営んでいるが、参加者等の駐車場が不足しており、申請地を客用の駐車場として利用したいというものです。申請地の状況は田となっています。申請内容及び現地での調査により、地域農業への影響及び被害防除措置は問題ないことを近隣耕作者から確認しています。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

赤堀 委員：19番 調査日5月4日。この議案は、使用貸借権で分家住宅を建てられるという転用の申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。農地区分は第2種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。ただし、現在進入路は大変狭いですが、セットバックの境界杭が入っていますので、いずれかは改善されるものと考えています。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

20番 この議案は、始末書が添付されています。平成10年頃から事業用の資材置き場として使っており、今回はその是正の申請となります。本申請にあたり、きちんと整理をされて、現在は問題がないような形に整っていました。調査の結果、すべての項目において問題となる点はないため、総合意見として許可としたいと思います。

加藤（健） 委員：21番 調査日5月6日。この議案は、譲受人は現在借家に暮らしておりますが、子供の成長に伴って家を建てたいということです。譲受人は自分で所有している土地はございませんでしたので、本家が所有する土地に分家住宅を建てるという申請になります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請地の状況は畑です。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

片岡 委員：22番 23番 この議案は、道路の残地を駐車場として利用したいということで申請がでています。この土地は21㎡の細長い土地ですが、その土地と同じ価格で交換できないかと話をし、本申請地で所有権の移転の合意ができ、

本申請にいたりました。また、道路の残地があった方が作られた離れのある一部が農地となっており、宅地に変更されていないということで、是正の申請が同時に出されています。宅地への変更と同時に所有権の移転を行うものです。この転用の必要性・妥当性・確実性は適です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。よって、総合意見として許可と考えます。

兵藤 委員：調査委員は藤井委員ですが、体調不良のため、私がお説明いたします。24番 調査日5月4日。この議案は、妻と子供、両親、弟の7人で住んでおり子供の成長に伴い手狭になったため、分家住宅を建築したいというものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。転用の必要性・妥当性・確実性は適です。申請地の状況は畑です。最寄りの集落からの距離は概ね50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。ものの乗り入れに使うということで、土地改良から許可を受けています。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

阿部 委員：25番 調査日5月2日。この議案は、現在市内の借家で暮らしているが、家財が増え手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいというものです。申請内容及び現地の調査により、転用による地域農業への影響、被害防除措置等に問題ないことは近隣農家から聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

26番 調査日5月2日。この議案は、現在名古屋市の借家で暮らしている譲受人が、家財が増え手狭になったため、実家に相談し、祖父の所有する畑に分家住宅を建築したいというものです。申請内容及び現地の調査により、転用による地域農業への影響、被害防除措置等に問題ないことは近隣農家から聞き取りをして確認しております。その他問題となる点はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

川澄 委員：27番 調査日5月2日。この議案は、平成13年から業者が駐車場として利用しているのですが、今回その一部が農地であることが発覚したためその是正をしたいというものです。大きな道路沿いにあるところであり、大型の自動車が出入りする駐車場ですが、周りに農地もありませんし、問題ないと考えます。よって、総合意見として許可と考えます。

倉橋 委員：28番 調査日4月24日。この議案は、父が所有する土地に分家住宅を建築したいというものです。申請地は田。申請内容及び現地の調査により、転用による地域農業への影響等、その他調査事項で問題となる点はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

水越 委員：29番 調査日4月26日。現在、本宅の隣の雑種地となっている土地へ分

家住宅を建築したいというものです。農地区分は第1種農地です。最寄りの集落からの距離は50m以内です。貸借の有無は無しです。地域農業への影響は無しです。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他の注意事項はありません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井 委員：確認させていただきたいのですが、申請23番ですが、所有権の移転と使用貸借の二つ記載がありますが、どういった理由なのでしょう。

事務局：こちらの案件は、4条と5条が併せて申請がでているものです。5条の中で4条も同じ案件として扱うことができます。使用貸借権の記載がありますが4条で転用という申請になりますので、使用貸借権という記載が誤りのため消していただきたいと思えます。

片岡 委員：事務局の説明に補足いたします。昭和59年に離れということで家を建てられました。今回交換する土地のぎりぎりに建てられましたので、軒は畑にでている状況です。それにも関わらず農地転用の申請がされていなかったもので、今回、所有権移転と転用の申請を同時にされました。そのため今回このような形になりました。

会長： ありがとうございます。ほかに御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第11号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： (生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長： ありがとうございます。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

加藤(健) 委員：3番 調査日5月3日。この議案は申出事由の生じた者が死亡されたことで農業に従事できなくなったということによるものです。申請者本人は経営主のかたと一緒になって農業をされていたということで、農業経験も十分

にあるということを確認できましたので農業の主たる従事者ということで許可としたいと思います。

岩瀬 委員：4番 調査日4月24日。申出者の氏名については、別紙記載の通りです。この議案は、岡崎駅南土地区画整理事業内の土地になりまして、現在は耕作しておりませんが、申述書により生産組合長さんの承認を得ており、当時耕作をしていたことが確認できます。よって、問題となる点はありませんので、許可としたいと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第12号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って1件説明を行った。)

川澄 委員：1番 調査日5月2日。先ほど事務局から説明があったとおり非農地の申請になります。聞き取り調査、現地調査を実施した結果、登記簿上は畑と田であるが、大きな木が生えており、農地に復元するにはかなりの労力が必要と考えます。よって、申請どおり許可としたいと思います。

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第13号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

柴田（直）： 124 番 125 番の移転を受ける者が豊橋市下地町の合同会社ヤマサンアグリ
となっていますが、私自身初めて聞く会社で、この会社についてどういった会
社かご説明いただきたい。

事務局：この会社は豊橋市に本社がありまして、これから新規で参入されるかたで、安
城に支店がある会社と聞いています。

柴田（直）：安城市では大規模にされているのでしょうか。いきなり 4 町程の農地を借
り受けて、一部合意解約をされているものもこちらが借り受けるものもあるよ
うですが、この会社が農地を借り受けることに支障等はないですね。

事務局：大豆、食用油脂、冷凍食品等を取り扱う株式会社ヤマサンのアグリ事業部から
独立し、令和元年 6 月 3 日に会社が設立されました。ヤマサン、ヤマサンアグ
リのいずれにおいても豊橋市が本社の事業者となります。ヤマサンアグリの業
務執行役員の浅田氏は、有限会社三井トラクターとの親交があり、会社設立の
3 年ほど前から三井トラクター作業委託を受けていました。今後については、
本社とは別に安城市の柿崎町を拠点とし、岡崎市の既存のオペレーターと耕作
地の棲み分けをし、宇頭町、橋目町を主に、担い手として尽力したいとのこと
でした。これまでの実績もあり、有限会社三井トラクターの三井社長及び、地
元の方からの信頼のおける方と伺っておりますので、新たな担い手となり、矢
作地域の農業を支えていただけるものと考えています。

会長： ありがとうございます。他にご質問はありませんか。

（なし）

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願い
します。

（挙手多数）

会長： 賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 14 号を議題といた
します。事務局から説明をお願いします。

事務局：（農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。）

会長： ありがとうございます。ただ今の議案について御質問はございませんか。

会長： 無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願い
します。

(挙手多数)

会長： 賛成多数と認め、決定するものいたします。山内委員には入出をお願いいたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局： (以下について、議案書に沿って説明を行った。)

報告第6号	農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	41件
報告第7号	現況証明願について	6件
報告第8号	農地の転用のための届出の受理について	7件
報告第9号	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	33件
報告第10号	農地転用許可後の事業計画変更の承認について	1件
報告第11号	農業委員候補者選考委員会の選考結果について	
報告第12号	農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の選考結果について	

会長： 本件につきまして、何か御質問はございませんか。

酒井委員：農業委員の選考の公募についてですが、何名か公募による応募はあったのでしょうか。

事務局：HP等で案内等はしてはしておりますが、応募はありませんでした。各種団体からご推薦いただいたものになります。

会長： 御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時29分終了—